

平成 21 年

# 宝達志水町議会会議録

第 4 回臨時会

平成21年11月27日 開会

平成21年11月27日 閉会

宝達志水町議会

## 本臨時会に付議された議案件名

- 議案第67号 宝達志水町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第68号 宝達志水町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第69号 宝達志水町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第70号 宝達志水町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 報告第22号 専決処分の報告について
- 専決第19号 平成21年度宝達志水町一般会計補正予算（第5号）

平成21年11月27日（金曜日）

◎出席議員

1 番	萩 山 恭 子	7 番	林 一 郎
2 番	柴 田 捷	8 番	守 田 幸 則
3 番	津 田 勤	9 番	北 本 俊 一
4 番	中 谷 浩 之	10 番	中 川 信 夫
5 番	川 崎 與 一	11 番	金 田 之 治
6 番	岡 野 茂	12 番	小 島 昌 治

◎欠席議員

13 番	北 信 幸	14 番	近 岡 義 治
------	-------	------	---------

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	津 田 達
教 育 長	山 下 茂
参 事	永 下 和 博
参 事	北 山 茂 夫
総 務 課 長	柏 崎 三代治
情 報 推 進 課 長	山 本 実
財 政 課 長	松 田 正 晴
住 民 課 長	林 谷 茂 和
税 務 課 長	山 田 久 延
環 境 安 全 課 長	高 松 守 成
健 康 福 祉 課 長	源 大 恵
産 業 振 興 課 長	太 田 永 作
ふ る さ と 振 興 室 長	藤 井 能 富 夫
地 域 整 備 課 長	高 下 良 博

学校教育課長	栗原政典
生涯学習課長	土上猛
会計課長補佐	村井雅美
志雄病院事務局長	鍛冶一良

### ◎議事日程

- |       |   |
|-------|---|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名  |
| 日程第2  | 会期の決定   |
| 日程第3  | 諸般の報告   |
| 日程第4  | 議案第67号 宝達志水町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第5  | 議案第68号 宝達志水町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について          |
| 日程第6  | 議案第69号 宝達志水町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について    |
| 日程第7  | 議案第70号 宝達志水町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について            |
| 日程第8  | 報告第22号 専決処分の報告について<br>専決第19号 平成21年度宝達志水町一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第9  | 質 疑   |
| 日程第10 | 討 論   |
| 日程第11 | 採 決   |

◎開会・開議

○議長（金田之治君） ただいまから平成21年第4回宝達志水町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名であります。よって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（金田之治君） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、宝達志水町議会会議規則第120条の規定によって、10番 中川信夫君、9番 北本俊一君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（金田之治君） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（金田之治君） 次に、日程第3 諸般の報告を行います。

まず、監査委員から、平成21年8月分、9月分、及び10月分に関する例月出納検査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、今臨時会の説明員の職、氏名は、一覧表としてお手元に配付のとおりであります。これで諸般の報告を終わります。

◎町長提出議案の上程・説明

○議長（金田之治君） これより、日程第4 議案第67号 宝達志水町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから報告第22号 専決処分の報告について、専決第19号 平成21年度宝達志水町一般会計補正予算（第5号）までの5件を一括して議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 本日ここに、平成21年第4回宝達志水町議会臨時会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに御多忙の折にもかかわらず、御参集を賜り、まことにありがとうございます。

各議案の説明に先立ちまして、本町における新型インフルエンザの状況について御報告させていただきます。

7月の臨時会において御報告させていただきましたように、町内では7月中旬に初めての感染事例が石川県を通じて報告されました。感染された3名の方々につきましては、その後の経過観察で無事に治癒されたと伺っております。

その後、小中学校では夏休みに入ったこともあり、町内で集団的な感染例は報告されていませんでしたが、去る10月19日に押水中学校で生徒17名が集団感染したことを皮切りに、これまでに小中学校では延べ413名、保育所では延べ75名が罹患した報告を受けております。

これらに対する町の対応といたしましては、感染拡大を防止するため、罹患者数の状況に応じて学級閉鎖や学年閉鎖など必要な措置を講じさせていただいたところでございます。

また、一般の方々への対応といたしましては、10月に国における新型インフルエンザに係る基本的対処方針の改定並びに新型インフルエンザワクチン接種の基本方針の策定を受けて、町民への感染拡大を防止するため、広報やホームページ、チラシなどで予防方法やワクチン接種の手続等について啓発させていただいているところであります。

さらに、志雄病院及び押水クリニックでの予防措置といたしましては、国の基本方針に基づき、重症化リスクの高い妊婦や基礎疾患を有する方から優先的に接種を行っているところであります。

対象者の皆様におかれましては、かかりつけの医師に御相談の上、早目に御予約をお願いするものであります。

両機関におきましては、今後も国のスケジュールに沿って計画的に行っていく予定でありますので、何とぞ御理解をお願いいたします。

それでは、今臨時会に提出いたしました案件の説明に入らせていただきます。

今臨時会に提案いたします案件は、町議会議員、特別職の職員及び教育長の期末手当の引き下げと、一般職の職員の給与及び期末・勤勉手当の引き下げなどに係る条例案4件と、一般会計の補正予算の専決処分の報告1件の合わせて5件であります。

最初に、議案第67号 宝達志水町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この内容といたしましては、本年8月に国の人事院が民間給与と公務員給与の格差を考慮し、公務員の期末・勤勉手当を民間の支給割合に見合うように引き下げるよう勧告を行ったことを受け、一般職の職員に準じて期末手当の支給割合を0.25月分引き下げるものであります。

次に、議案第68号 宝達志水町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてと、議案第69号 宝達志水町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この2件につきましても、町議会の議員の期末手当と同様に一般職の職員に準じて期末手当の支給割合を0.25月分引き下げるものであります。

次に、議案第70号 宝達志水町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

主な内容といたしましては、月例給及び期末・勤勉手当を引き下げる内容の人事院の勧告に準拠し、初任給を中心とした若年層と医師を除いたすべての職員の給料月額を平均0.2%引き下げるとともに、期末手当及び勤勉手当の支給割合についても0.35月分引き下げるものであります。

また、自宅に係る住居手当の廃止、月60時間を超える時間外勤務手当の支給割合の引き上げなどにつきましても、人事院勧告の内容に沿った改正を行うものであります。

次に、報告第22号は、平成21年度宝達志水町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の報告についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,120万1,000円を追加し、74億5,647万3,000円とするものであります。

補正の内容といたしまして、歳出予算では、新型インフルエンザの発生、蔓延及び重症

化を防止するため、国の定める優先接種者のうち低所得者の負担分に要する経費を追加するものであります。

また、財源となります歳入予算では、県補助金と財政調整基金繰入金を充てるものであります。

以上、案件の提案理由を申し上げましたが、何とぞ慎重なる審議の上、適切なる決議を賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（金田之治君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

### ◎質 疑

○議長（金田之治君） 次に、日程第9 議案に対する質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

### ◎討 論

○議長（金田之治君） 次に、日程第10 討論を行います。討論はありませんか。

12番 小島昌治君。

〔12番 小島昌治君 登壇〕

12番（小島昌治君） 日本共産党宝達志水町委員会を代表して、議案第67号、68号、69号の議員や町長等の特別職の報酬引き下げには賛成するものでありますが、議案第70号の町職員の給与引き下げに反対するものであります。

時間外勤務手当の支給割合の引き上げに、これは国の法律の改正に基づくものであり、賛成しますが、職員の給与等の引き下げに反対するものであります。

その第1の理由は、地方公務員法第24条の3で、職員の給与は職員の生計費、国の人事院の勧告の参考、3番目に、他の地方公共団体との職員の給与の差、これを考慮するようにとしております。しかし、今回の改定は、国の人事院勧告しか参考にしていません。宝達志水町が、県内でラスパイレル指数が下から2番目ということが考慮されておられません。

反対理由の第2は、地方公務員法第26条の、公平委員会は給与の調査研究をするという規定や、第25条に規定されているように、職員の給与改定は公平委員会で行うと考えるべ

きであります。ところが、その公平委員会が開かれていない旨、全協で報告がありました。地方公務員の給与は、地方公務員法という法律で規定された事項であります。私は、地方公務員法を厳格に守れば、宝達志水町の職員の給与を引き下げることが妥当でないと判断するのが妥当だと考えるものであります。

民間が大変だから、公務員も大変になれという意見があります。しかし、収入の引き下げ競争をして、この消費不況が改善されるのでしょうか。一層の混乱が待ち受けています。この不況は、構造改革路線、つまり政治がつくり上げてきた要素は非常に大きいと考えるものであります。

私たち政治家が、経済が大変な中から出てくる感情的な垂流の意見にくみせず、消費不況を改善する方向での冷静な働きかけを行っていくことを求め、反対討論とするものであります。

以上。

○議長（金田之治君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

#### ◎採 決

○議長（金田之治君） これより採決を行います。

議案第67号 宝達志水町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第67号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議なしと認めます。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

○議長（金田之治君） 次に、議案第68号 宝達志水町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第69号 宝達志水町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についてを一括して採決します。

議案第68号及び議案第69号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議なしと認めます。よって、議案第68号及び議案第69号は原案のとおり可決されました。

○議長（金田之治君） 次に、議案第70号 宝達志水町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第70号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議がありますので、起立により採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（金田之治君） 起立多数です。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

○議長（金田之治君） 次に、報告第22号 専決処分の報告について、専決第19号 平成21年度宝達志水町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

報告第22号は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（金田之治君） 御異議なしと認めます。よって、報告第22号は原案のとおり承認されました。

#### ◎閉議・閉会

○議長（金田之治君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成21年第4回臨時会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午後3時12分閉会



地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 金 田 之 治

署名議員 北 本 俊 一

署名議員 中 川 信 夫